

# 行政減量・効率化有識者会議説明資料

## (独立行政法人農畜産業振興機構)

平成 2 0 年 5 月 2 1 日

**農林水産省**

## (独)農畜産業振興機構の業務概要

- 独立行政法人整理合理化計画を踏まえて事業の見直しを行い国から機構への予算額は、19年度1,278億円から20年度1,030億円と248億円を削減。

平成20年度機構の支出予算額： 2,874億円(2,698億円)

( )は前年度支出予算額

### 畜産関係業務【1,453億円】

- 畜産物の価格安定を図るための輸入・調整保管等
- 畜産業の振興に資するための事業等に対する補助
- 加工原料乳及び肉用子牛の生産者補給金の交付
- 乳製品の輸入等の業務や畜産物の需給の安定に必要な国内外の生産状況や価格等についての情報収集と提供

### 野菜関係業務【 242億円】

- 野菜の安定的な供給を図るための価格低落時における生産者補給交付金等の交付
- 野菜の需給調整事業等に対する補助
- 野菜の安定的な供給を行う上で必要な国内外の生産状況や価格等についての情報収集と提供

### 蚕糸関係業務

廃止

### 砂糖・でん粉関係業務【1,179億円】

- 輸入糖及び輸入とうもろこし等の買入れ・売戻しによる調整金の徴収
- 甘味資源作物及びでん粉原料用いも生産者等に対する交付金の交付
- 生産者の経営の安定等に必要な国内外の生産利用状況や価格等についての情報収集と提供

## 畜産関係業務の見直し

### ○ 保有資金の規模拡大の抑制について

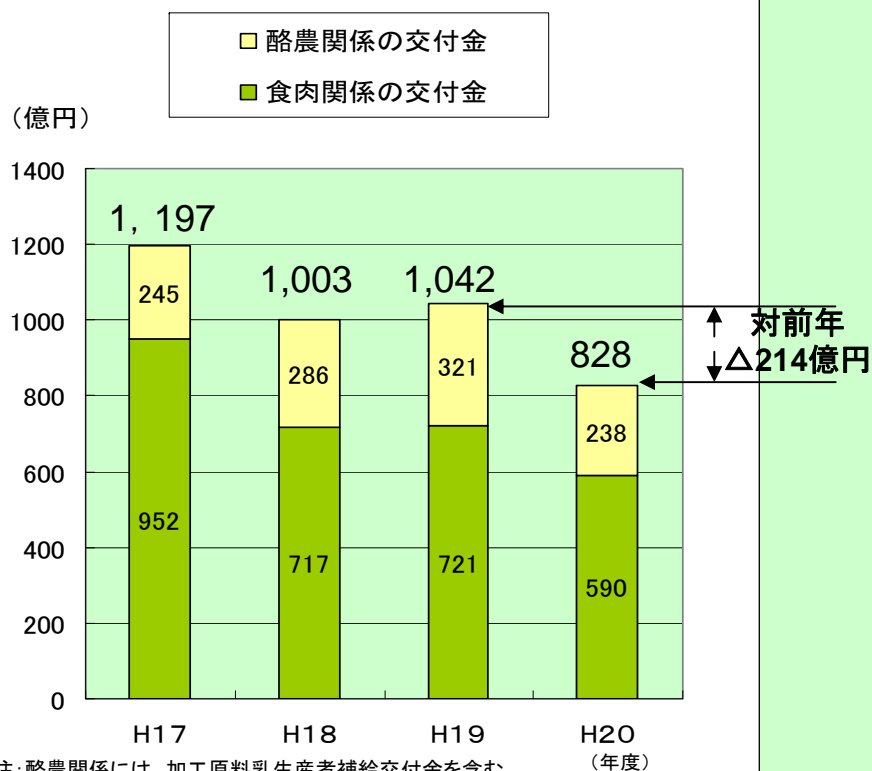
- ・ 国からの交付金の抑制を図るため、事業の効率化・重点化による畜産関係事業の見直しを実施し、平成20年度は、国から機構へ交付される交付額を214億円削減するなど、保有資金の規模拡大を抑制。
- ・ 平成20年2月に、配合飼料価格の高騰を踏まえて、緊急的に事業費総額1871億円(21年度分を含む。)の対策を措置したことから、資金残高(18年度末1785億円)は更に減少する見込み。

### ○ 「基金の基準」に基づく見直しについて

- ・ 公益法人等の基金について、基金の管理に関する基準に基づいて、事業の廃止や、使用見込みの低い基金の返還を推進。
- ・ 基金ごとに評価を行い、14基金を廃止、13基金の一部を返還の予定。

### 保有資金の抑制

#### 国から機構への交付金額の推移



### 「基金の基準」に基づく見直し

#### ○ 畜産業振興事業における基金の管理基準(19年3月策定)

以下の基準に該当する基金は、適切な規模への縮減、廃止、返還を実施

- ① 事業を終了した基金
- ② 事業の見直し以降あるいは直近3年以上実績の無い基金
- ③ 事業造成目的が無くなった又は変更したと判断される基金
- ④ 適正保有水準を大幅に上回る基金

#### ○ 基金管理の結果

- |             |      |
|-------------|------|
| ① 単年度補助に移行等 | 2基金  |
| ② 廃止        | 14基金 |
| ③ 基金残額の一部返還 | 13基金 |

## ○ 事業主体の公募化の推進

- ・ 選定の過程について、より透明性・公平性の確保を図るため、平成20年度実施の事業から、原則として公募方式により事業主体の選定を開始。

### 公募の仕組み

#### ○ 公募(1月～2月)

- ・ マスコミ向け事前説明会の開催
- ・ 問合せ窓口設置
- ・ 団体、県庁等への説明会の開催

- ・ 公募要領の公表  
(公募期間:2月22日～3月21日)

#### 【公募要領の概要】

- ① 公募対象事業
- ② 応募団体の要件
- ③ 補助金額
- ④ 申請書提出期間

#### ○ 審査及び決定(3月下旬)

- ・ 外部有識者を中心とした審査委員会により審査

#### 【審査の観点】

- ① 事業実施能力
- ② 管理体制
- ③ 成果の公益利用

- ・ 応募団体に対して審査結果を通知

#### ○ 事業実施

- ・ 補助金交付申請書等の提出を受け、審査の上、補助金の交付を決定

### 主要事業の概要(平成20年度)

#### ① 飼料基盤強化対策

- ・ 飼料用米の利活用モデル実証の全国展開等
- ・ 飼料生産を担う受託組織の育成拡大
- ・ エコフイード(食品残さの飼料利用)に取り組む技術者の確保

#### ② 畜産経営対策

- ・ 肉用牛肥育経営の物財費割れを補てんする特別対策
- ・ 家畜飼料特別支援資金(つなぎ資金)
- ・ 生産性向上に必要な機械のリース

#### ③ 畜産物の普及・啓発対策

- ・ 飼料価格高騰等の理解醸成
- ・ 牛乳乳製品の消費拡大

#### ④ 生産基盤強化対策

- ・ 肉用牛繁殖雌牛の増頭、家畜改良の推進

#### ⑤ 環境・衛生対策

- ・ 家畜排せつ物の利活用の推進
- ・ 食肉処理の衛生対策の強化

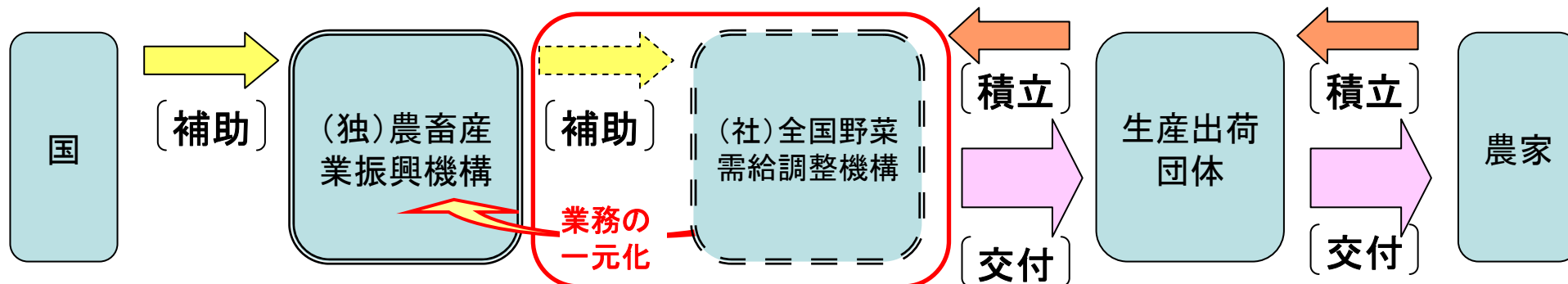
## 蚕糸関係業務の見直し

- 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律(平成20年4月11日成立、即日施行)により、蚕糸関係業務は全て廃止。

## 野菜関係業務の見直し

- 重要野菜等緊急需給調整事業等について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約。
  - ・ 重要野菜等緊急需給調整事業については、(社)全国野菜需給調整機構を經由することなく、価格安定事業を行っている農畜産業振興機構から直接産地側に交付し、効率的に実施。
  - ・ 指定野菜価格安定対策事業については、平成20年度事業から、従来、国で行っていた業務の一部を、農畜産業振興機構に移管することで、補給金の交付を迅速化。

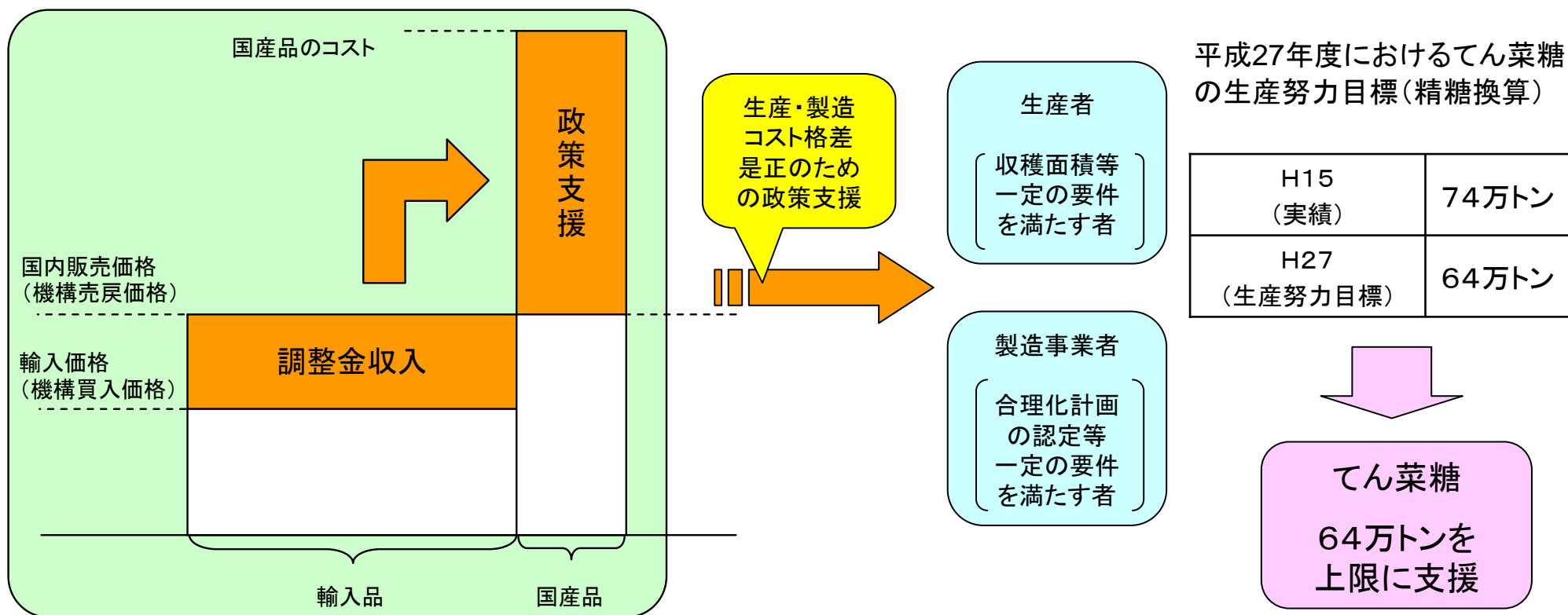
(重要野菜等緊急需給調整事業のスキーム)



## 糖価調整業務の見直し

### ○ 国産てん菜糖に対する交付金の交付対象数量に上限を設定。

- ・ 国産てん菜糖については、近年の大幅な増産・豊作等により、「食料・農業・農村基本計画」(平成17年 3月閣議決定)における生産努力目標(砂糖ベースで64万トン)を大きく上回って製造。
- ・ このため、国産てん菜糖に対する交付金について、生産者団体の理解と協力を得て、交付対象数量の上限を64万トンに設定。

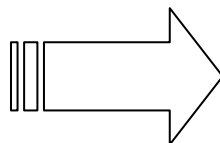


## 情報収集提供業務の見直し

- 品目横断的かつ国内外一体的に情報収集提供業務を行う組織体制に再編し効率化(平成20年4月)。

(2部3課→1部2課、▲4名)

・国内情報と国際情報を2部で分担  
・品目別(畜産、野菜、砂糖・でん粉・生糸)に3課を設置



・国内情報と国際情報の収集・提供を1部で一元的に実施  
・調査と情報提供をそれぞれ品目横断的に行う2課に再編

## 地方事務所の見直し

- 業務の電算処理システム化を推進し、平成20年1月1日に地方事務所を必要最小限に再編。

(10カ所 → 3カ所)

## 業務運営体制の整備

- コンプライアンス委員会を平成20年4月1日に設置し、内部統制機能を強化。

## 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)(抄)

### 事務事業の見直し

#### 【畜産関係業務】

- 事業実施主体の公募方式を導入する。
- 保有資金について、これまでの支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制する。

#### 【野菜関係業務】

- 重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行う。

#### 【蚕糸関係業務】

- 現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。

#### 【糖価調整業務】

- 国産てん菜糖に対する交付金の交付対象数量に上限を設定する。

#### 【情報収集提供業務】

- 調査テーマの重点化や情報収集提供を行う組織体制の再編等により、業務の徹底した効率化を図る。

### 組織の見直し

#### 【支部・事業所等の見直し】

- 東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡、宮崎の各事務所等を廃止する。また、札幌、鹿児島、那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、その業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。

### 運営の効率化及び自律化

#### 【業務運営体制の整備】

- コンプライアンス委員会を設置する。



# (独)農畜産業振興機構の概要

## 1. 目的

- ① 主要な畜産物の価格の安定業務
- ② 主要な野菜の生産及び出荷の安定業務
- ③ 砂糖及びでん粉の価格調整業務
- ④ 畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業を補助する業務
- ⑤ 生糸の輸入調整等業務(平成20年4月に業務を廃止)

を行い、もって**農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与**することを目的とする。

## 2. 所在地

<本部> 東京都港区麻布台2-2-1

<地方事務所> 札幌、鹿児島、那覇

<海外駐在員事務所> シンガポール、ワシントン、ブエノスアイレス、ブリュッセル、シドニー

## 3. 役職員

<役員数> 10名(理事長1名、副理事長1名、理事6名、監事2名)

<職員数> 215名(平成20年度定員)

## 4. 沿革

